



# News letter



社会保険労務士法人 SMILE より  
皆様のお役に立つ経営・人事労務に関する情報をお届けします

2025

## Message From SMILE

### こんにちは！SMILE 社労士の小森です

これまで所属社労士として、研修・セミナー等の教育分野を担当しておりました田中（株式会社Lif代表取締役）ですが、このたびさらなるステージアップを目指し、株式会社Lifでの事業拡大と、それに伴う社労士資格をさらに活かした活動に専念するため、SMILEから独立する運びとなりました。それに伴い、株式会社Lif及び社労士田中の拠点は東三河地域へ移転することとなりました。

SMILE設立当初は共同代表として、2年目以降は所属社労士としてSMILEを支えてくれた田中の晴れやかな門出を、立派になった娘が独立するのを見送るような大きな喜びとちょっぴりの寂しさもありつつ。……そんな心境の小森です。とはいっても、今生の別れでもなく(笑)

研修やセミナーのご相談がございましたら、引き続き株式会社Lif、そして田中へぜひお声がけいただけたら嬉しいです。

### こんにちは！SMILE 社労士の田中です

このたび、新たな一步を踏み出す決断をいたしました。これまで在籍しておりました社会保険労務士法人SMILEを離れ、今後は自身が代表を務める株式会社Lifの事業に専念し、同時に「Lif社会保険労務士事務所」にて社労士としての活動を包括的に開始する運びとなりました。

SMILEでは、多くのお客様に支えていただいたことで、今の私があります。心からの感謝を申し上げます。SMILEで得た経験とご縁を胸に、これからも一步一步進んでまいります。

Lif社会保険労務士事務所では、株式会社Lifと連携し、研修・教育に特化した強みを活かして、人材育成と組織づくりを支援します。特に、

- 助成金の活用による経営支援
- 人材育成・研修による組織づくり支援
- 人を活かし、企業をより成長させるための仕組みづくり

といった分野に力を入れ、「経営の未来を共につくるパートナー」としての事業を推進していく所存です。これまで在籍していた社会保険労務士法人SMILEでの経験を大切にしながら、株式会社LifおよびLif社会保険労務士事務所として、経営を支援してまいります。今後とも社会保険労務士法人SMILE共々よろしくお願い申し上げます。



# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行:社会保険労務士法人 SMILE

〒444-2123 岡崎市鴨田南町2-6 コスモビル鴨田201

TEL 0564-73-3073 FAX 0564-73-3085 e-mail company@sr-2smile.jp

8

2025

要チェック

**130万円の壁対策****キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)を新設**

キャリアアップ助成金として、「短時間労働者労働時間延長支援コース」が新設されました（令和7年7月1日～）。これは、106万円の壁対策である「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充し、130万円の壁対策として新設されたものです。その概要は次のとおりです。

……キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）の概要（厚労省のリーフレットより）……

拡充

**年収の壁対策****労働者1人につき最大75万円助成します！**

キャリアアップ助成金

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—			
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

## 注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

## 手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。  
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

★いわゆる「130万円の壁」による働き控えの解消を図りたいとお考えの場合は、短時間労働者労働時間延長支援コース（新コース）の申請を検討してみましょう。なお、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースでの申請（切り替え申請）も可能となっています。ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。

要チェック

**令和6年度の精神障害の労災認定件数 初の1,000件超え 原因のトップはパワハラ**

厚生労働省から、令和6年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。

**令和6年度「過労死等の労災補償状況」のポイント****●脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況**

- 請求件数は1,030件で、前年度比7件の増加（うち死亡件数は前年度比8件増の255件）
- 支給決定件数は241件で前年度比25件の増加（うち死亡件数は前年度比9件増の67件）

## ●精神障害に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は3,780件で前年度比205件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比10件減の202件）
- ・支給決定件数は1,055件で前年度比172件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比9件増の88件）
- ・出来事別の傾向  
支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」224件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」108件の順に多い。

★報道では、精神障害に関する事案の支給決定（労災認定）の件数が増加していること（6年連続で過去最高を更新し、初の1,000件超え）や、その原因のトップがパワハラであること、3位にカスハラが入ったことなどが話題になりました。

こうした現状を見ると、「社員がハラスメントを受け、精神障害を発症し、労災認定される」といった事態を未然に防ぐためにも、相談窓口の設置や研修の実施など、ハラスメント対策をしっかり講じておく必要性を改めて感じさせられます。

ハラスメント対策についてご質問があればお気軽に尋ねください。

## 重要・要確認

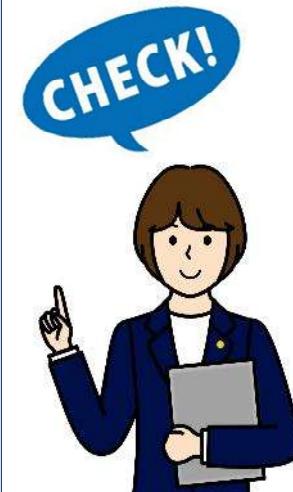
## 令和7年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和7年12月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正といった令和7年度税制改正による改正規定が適用されます。

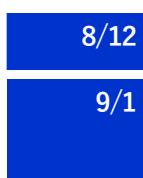
この改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和7年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

### 例：代表的な申告書（いわゆる「基・配・特・所」）

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書									
所轄税務署長 税務署長 所在地（住所）					(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 あなたは居所				
給与所得者の基礎控除申告書 ◆					給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆				
○あなたの本年の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 給与所得 88万円 (2) 給与所得以外の所得の合計額 63万円 あなたの本年の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額) 151万円					○配偶者の本年の合計所得金額の見積額の計算 所得の種類 収入金額 所得金額 (1) 配偶者 58万円 (2) 配偶者以外の所得の合計額 42万円 配偶者の本年の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額) 100万円				
○控除額の計算 (1) 132万円以下 95万円 (2) 132万円超 336万円以下 88万円 (3) 336万円超 480万円以下 (A) 68万円 (4) 480万円超 655万円以下 63万円 (5) 655万円超 900万円以下 (B) 58万円 (6) 900万円超 1,000万円以下 (C) 48万円 (7) 1,000万円超 2,350万円以下 48万円 (8) 2,350万円超 2,400万円以下 32万円 (9) 2,400万円超 2,450万円以下 16万円					○控除額の計算 (1) 58万円以下かつ年齢70歳以上 (D) 58万円 (2) 58万円以下かつ年齢20歳未満 (E) 58万円 (3) 58万円超95万円以下 (F) 58万円 (4) 95万円超133万円以下 (G) 95万円				
◆給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆					◆特定親族の本年中の年間の年金額の計算 年金額 年月日 あなたは特定親族の年金額の計算の表を参考に記載してください。				
○特定親族の氏名等 (フリガナ) 特定親族の氏名 特定親族の個人番号 1 2					○特定親族の本年中の年金額の計算 年金額 年月日 あなたは特定親族の年金額の計算の表を参考に記載してください。				
○控除額の計算 特定親族の本年中の年金額の見積額 63万円 控除額 63万円					○特定親族特別控除の額 63万円				
◆所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要があります。									



★令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。



- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとがき◆ハラスメントへの対応は、事前に体制を整えておくことで、冷静かつ迅速な対応が可能となります。

企業としてハラスメントに対する明確な姿勢を示すことは、従業員に安心感を与え、職場環境の改善にもつながります。今後は、こうした取り組みを積極的に進めていくことが、健全な組織づくりにおいて重要と言えるでしょう。

# こんなとき どうしたらいい？



人を雇ったら？「労働保険？」「雇用保険？」「健康保険？」
給与計算から天引きする保険料の金額って毎月変わるの？変わらないの？
労働保険料の申告書が届いたけど、これってどうやって書くの？
算定基礎届、っていう書類が届いたけど、これはどうやって届出するの？
給与計算をするとき、残業の割増が必要になるのはどこから？率は？
<b>給与計算ソフトの設定がわからない～！</b>
年次有給休暇ってどんな制度？どんな人が使えるの？
退職者から「離職票をください」と言われた！どうやって作成？どこに届出？
従業員が結婚することに♡ 「扶養家族にしたいです」…手続きは？
従業員が妊娠しました！「出産手当金」!?「育児休業」!?保険料の免除!?
従業員が介護で仕事が続けられない!?「介護休業」ってどんな制度!?
従業員が仕事中にケガをしてしまった！「労災保険」ってどうやって申請するの？
従業員が病気になってしまった！「傷病手当金」って制度は使えるの？
<b>法律に合った&amp;我が社に合った就業規則『ワークルール』を創りたい！</b>
労働カレンダーをつくるときに気を付けることはどんなんこと？
シフト制で働いてもらうときに気を付けるのはどんなんこと？

弊社サイト「お問合せ」ページ、またはFAXにてお気軽にお問い合わせください



事業所名	
ご担当者	様
連絡先	

